

特別定額給付金の申請受付の開始について

特別定額給付金の申請手続きについては、5月下旬に市から送られる申請書を用いた「郵送による申請」と政府が運営するオンラインサービスから申請を行う「オンラインによる申請」、市のホームページから申請書をダウンロードし、ご自身で必要事項を記載して申請を行う「自己申告による申請」の3通りの方法で行います。

I オンラインによる申請

1 申請受付開始	令和2年5月11日（月）午後1時から
2 対象者	マイナンバーカードの交付を受けているかた
3 申請方法	政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」からの電子申請 マイナポータルのホームページをご覧ください。 (https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form)
4 申請手続概要	マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
5 お願い	現在「I. オンラインによる申請」のためにマイナンバーカードを申請されてもマイナンバーカードの発行には、1ヶ月半以上を要することから、「Ⅲ. 郵送による申請」をご活用いただいたほうが、早い上に確実であるため、申請書の到着を待って申請いただくようお願いします。

II 自己申告による申請【市独自方式】

1 申請受付開始	令和2年5月11日（月）午後1時から
2 対象者	市から送られてくる「Ⅲ. 郵送による申請」を待たず、一刻も早く給付金が必要なかた（マイナンバーカード不要）
3 申請方法	市のホームページから申請書をダウンロードし、申請書に必要事項を記入の上、確認書類（本人確認書類及び振込先金融機関口座確認書類の写し）を貼付し郵送で申請（封筒及び送料はご用意願います）
4 申請先	〒038-8505 青森市柳川2丁目1番1号 青森市役所 新型コロナウイルス感染症特別対策室 宛
5 お願い	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、申請書は市ホームページからのダウンロードを原則とし、窓口配布は行いません。 ・感染拡大防止のため、郵送での提出をお願いします。 ・申請内容に不備や不足、不明な点があった場合は、「Ⅲ. 郵送による申請」と同等の給付日となりますので、記入の際はお間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。

Ⅲ 郵送による申請

1 郵送開始

2 対象者

3 申請方法

4 申請先

5 お願い

令和2年5月下旬

「Ⅰ. オンラインによる申請」及び「Ⅱ. 自己申告による申請」手続きを行ったかた以外の全てのかた

郵送されてくる書類の記載内容を確認し、口座番号の記入及び確認書類（本人確認書類及び振込先金融機関口座確認書類の写し）を貼付し郵送で申請（封筒及び送料は市が負担します）

〒038-8505 青森市柳川2丁目1番1号

青森市役所 新型コロナウイルス感染症特別対策室 宛

「Ⅰ. オンラインによる申請」や「Ⅱ. 自己申告による申請」手続きをご利用された場合においても、別途市から「郵送による申請」書類が送られる可能性があります。給付は1回限りとなりますので、あらかじめご了承ください。

（お問い合わせ先）

総務部危機管理課

新型コロナウイルス感染症特別対策室

特別定額給付金チーム

Tel: 017-734-2297